

令和3年度補正「多核種除去設備等処理水風評影響対策事業」
ALPS処理水による風評影響の抑制に向けた水産物の販路拡大事業
公募要領

1. 募集業務

(1) 件名

ALPS 処理水による風評影響の抑制に向けた水産物の販路拡大事業

- (1) 水産物の魅力発信・消費拡大事業 (①、②)
- (2) 小売・流通関係事業者と連携した水産物の販促・魅力発信事業 (①、②)

(2) 業務目的及び内容

別紙の通り

(3) 委託期間

契約日から令和6年12月31日まで

(4) 予算額

委託額の上限は以下とする

- (1) ① 100,000,000円 (消費税込み)
- (1) ② 70,000,000円 (消費税込み)
- (2) ① 50,000,000円 (消費税込み)
- (2) ② 80,000,000円 (消費税込み)

2. 応募資格

次の要件を満たす民間事業者等とします。

- (1) 日本に拠点を有していること。
- (2) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (5) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (6) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。なお、コンソーシアム形式による申請も認めるが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出することとする(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできない)。

3. 応募方法

(1) 説明会の開催

ア. 説明会実施日時：令和6年4月25日(木) 15時00分～

イ. 実施方法：オンライン会議方式にて「Webex」を用いて行う。参加希望者は、7. 連絡先へ社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレスを令和6年4月24日(水) 12時00分までに登録すること(事前にテスト連絡を行う場合がある)。登録された連絡先へ事務局

より接続先等を連絡する。「Webex」が利用できない場合は、概要を共有するので、その旨を連絡するとともに連絡先を登録すること。

(2) 質問期限、質問方法

ア. 質問状の提出期限：令和6年5月2日（木）17時00分

イ. 質問方法：本要領、提案書、評価項目一覧表等について質問等がある場合は、本要領末尾に記載の連絡先へ、様式1質問状（資料番号7）を添付しメールにて提出すること。

ウ. 留意点：メールで質問を受け付けることとする。質問がない場合でも寄せられた質問及び回答を共有するため、共有を希望する場合には、7. 連絡先へ、社名、担当者名、電話番号、メールアドレスを登録すること。

(3) 提案書及び見積書等の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア. 提案書及び見積書等の提出期限：令和6年5月13日（月）12時00分

イ. 提案書及び見積書等の提出場所及び提出方法：本要領末尾に記載の連絡先へ、以下に示す提案書等の資料をメールで提出すること。容量が8MBを超過する場合は事務局へ提出方法について相談すること。万が一提出期限までに事務局から受領の連絡が無い場合には、電話にて確認を行うこと。

- ・ 提案書（様式2提案書ひな型を参照のうえ作成）
- ・ 見積書（様式3見積書記載例を参照のうえ作成、別添の表含む）
- ・ 評価項目一覧（資料番号2）の提案書ページ番号欄に必要事項を記入したもの

ウ. 留意点

- ・ 提出した提案書及び見積書等は、変更及び取消しをすることができず、また、返却は行わない。
- ・ 提案書及び見積書等の作成に要する費用は応募者の負担とする。
- ・ 提出した提案書及び見積書等について事務局から説明を求められた場合は、応募者の責任において速やかに説明しなければならない。
- ・ 提案書及び見積書等は、本公募に関する審査以外の目的には使用しない。

4. 委託先候補者の決定方法

提出された提案書及び見積書等について、評価項目一覧の審査基準に基づき審査する。採択された事業者については、事務局のホームページで公表するとともに、当該事業者に対しその旨を通知する。

5. 見積書に関する根拠資料及び契約書等

(1) 見積書に関する根拠資料：採択された委託先候補者は、見積書別添に記載の件費単価及び一般管理費率の根拠資料を直ちに提出すること。

(2) 契約書：採択された委託先候補者は、契約書案（資料番号3）をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上応募すること。

(3) その他：本事業の事務処理・経理処理については、経済産業省が定める「委託事業事務処理マニュアル」（資料番号4）に従って処理することとするため、内容を承知の上応募すること。

6. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払とする。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能であるため、希望する場合は個別に相談すること。

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定する。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となり、調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もある。なお、事業者が事業において得た収入は、その収入の全部を基金設置法人である公益財団法人水産物安定供給推進機構に納付することとする。

7. 連絡先（本件問合せ先、提案書等提出先）

公益財団法人原子力安全研究協会 研究支援部（担当：小野）

電話：03-5470-1995（土・日・祝日を除く9時30分から17時30分まで）

E-mail：alps-koubo@nsra.or.jp

URL：https://www.alps-kikin.jp/